

公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団後援事業に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団後援等に関する規程第2条第1項に規定する後援事業（以下「後援事業」という。）について、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団（以下「当法人」という。）が後援するために必要な事項を定める。

第2 対象事業

対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

- (1) 対象事業の目的が、当法人の定款第3条に規定する目的に沿っていること。
- (2) 対象事業の内容が、当法人の定款第4条に規定する事業の内容に該当していること。
- (3) 営利、宗教及び政治活動を目的としないこと。
- (4) 後援の名義使用にふさわしい事業規模であること。
- (5) 広く市民を対象とし、事業内容が調布市全体を対象としていること。
- (6) 入場料その他これに類するものを徴収しないこと。ただし、当該事業の運営に係る経費のみに充てる事業及びその収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有する事業は除く。
- (7) 公共的施設を会場とし、公衆衛生及び災害防止の措置が講じられていること。
- (8) 団体及び流派の発表会の場合、流派等の均衡を考慮し、特定のものに偏らないよう留意した事業であること。

第3 対象団体

対象団体は、業務遂行能力が十分であると判断できる団体かつ次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 公共団体及び公共的団体
- (2) 民法（明治29年法律第89号）その他の法律により設立された公益的活動を行う法人

- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (4) 調布市社会教育関係団体の登録及び援助に関する規則に登録されている団体
- (5) 構成員が10人以上で、その半数が市内在住、在勤、在学の者で構成され、次の要件のいずれをも満たす団体
 - ア 団体の存在、所在地が明確であること。
 - イ 規約又は会則等の定めがあり、団体意志を表明する代表者、団体意志を執行する組織又は機構が確立していること。
 - ウ 堅実な活動実績を有し、事業遂行の意志及び能力が十分にあると認められること。
- (6) 実行委員会等の臨時的に組織された団体にあつては、その組織、運営及び団体意志が明らかであり、事業遂行の意志及び能力が十分にあると認められる団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に認める団体

第4 申請

後援事業を申請する団体は、後援申請書（第1号様式）にその事業に係る事業計画書、事業予算書、その他必要な書類を添えて、事業開始の1か月前までに、理事長に申請しなければならない。

第5 決定

理事長は、後援の申請を受けた事業について審査し、決定したときは、後援（承認・不承認）決定通知書（第2号様式）を申請した団体に通知するものとする。

第6 後援内容

当法人の名義を後援団体として使用することができる。

第7 対象事業の変更

後援を承認した団体（以下「後援団体」という。）が、承認を受けた対象事業の内容を変更するときは、後援内容変更申請書（第3号様式）により理事長に申請し、承認を受けなければならない。

2 理事長は、変更の申請を承認したときは、後援内容変更（承認・不承認）決定通知書（第4号様式）を当該団体に交付するものとする。

第8 承認の取り消し

理事長は、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団後援等に関する規程第6条に基づき後援の承認を取り消すことができる。

2 理事長は、後援の承認を取り消した場合には、後援承認取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

第9 実績報告

後援団体は、事業が終了したときは、速やかに、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 後援事業に係る実績報告書（第6号様式）

(2) 後援事業に係る収支報告書

(3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出がない場合は、新たな後援の承認は行わない。

第9 その他

この要綱で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に実施している後援事業は、この要綱の施行の日においてこの要綱の規定により実施している後援事業とみなす。

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱の規定による手続に相当する手続を行っているものは、この要綱の規定による手続を行ったものとみなす。

